○国土交通省告示第千百三十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

別表の六の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十五年四月十八日」を「平成二十七年十月二十日」に改め、同表の十四の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十四年四月二日」を「平成二十七年十月三十日」に改め、同表の十五の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に改め、同項指定をした日欄中「五月十日」を「十月三十日」に改める。

○国土交通省告示第千百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

塩島沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県南巨摩郡早川町早川字長知島一五九四番一地内四等三角点長知島を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第千三百四十四号で指定した塩島沢に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から一度〇五分五八秒

標柱一号から九四度一六分二〇秒　九九・一一六メートル地点　二号

標柱二号から八度〇二分五三秒　七一・六二八メートル地点　三号

標柱三号から九六度〇八分二二秒　一一二・二六九メートル地点　四号

標柱四号から五八度五七分四九秒　八五・三五一メートル地点　五号

標柱五号から一一一度五九分五九秒　四四・六五四メートル地点　六号

標柱六号から一五四度三八分四二秒　六〇・八五三メートル地点　七号

標柱七号から二〇六度二四分二五秒　九八・六五四メートル地点　八号

標柱八号から三一八度二七分三二秒　六五・二五二メートル地点　九号

標柱九号から二六三度五五分三七秒　三四・四八二メートル地点　十一号

標柱十一号から三〇六度五一分三三秒　八・二五二メートル地点　十二号

標柱十二号から二八四度五〇分四二秒　一〇・八七八メートル地点　十三号

標柱十三号から二六九度四八分一九秒　一八・七三〇メートル地点　十四号

標柱十四号から二八〇度〇九分四八秒　二九・二〇七メートル地点　十五号

○国土交通省告示第千百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

一　塩島沢

山梨県南巨摩郡早川町早川字長知島一五九四番一地内四等三角点長知島を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一度〇五分五八秒

標柱一号から九四度一六分二〇秒　九九・一一六メートル地点　二号

標柱二号から八度〇二分五三秒　七一・六二八メートル地点　三号

標柱三号から九六度〇八分二二秒　一一二・二六九メートル地点　四号

標柱四号から五八度五七分四九秒　八五・三五一メートル地点　五号

標柱五号から一一一度五九分五九秒　四四・六五四メートル地点　六号

標柱六号から一五四度三八分四二秒　六〇・八五三メートル地点　七号

標柱七号から二〇六度二四分二五秒　九八・六五四メートル地点　八号

標柱八号から三一八度二七分三二秒　六五・二五二メートル地点　九号

標柱九号から二六三度五五分三七秒　三四・四八二メートル地点　十一号

標柱十一号から三〇六度五一分三三秒　八・二五二メートル地点　十二号

標柱十二号から二八四度五〇分四二秒　一〇・八七八メートル地点　十三号

標柱十三号から二六九度四八分一九秒　一八・七三〇メートル地点　十四号

標柱十四号から二八〇度〇九分四八秒　二九・二〇七メートル地点　十五号

○国土交通省告示第千百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月十六日　国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

内河内川

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県南巨摩郡早川町早川字長知島一五九四番一地内四等三角点長知島を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十一年建設省告示第三千六百四十号で指定した内河内川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三〇八度二〇分四七秒

四〇七七・五八三メートル地点　一号

標柱一号から二九〇度四四分二一秒　二一五・三〇三メートル地点　二号

標柱二号から三二二度〇四分一九秒　一七二・三四六メートル地点　三号

○海上保安庁告示第七十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十一月十六日　海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	一子碆灯標
位置	
所在地	高知県須崎市（山崎鼻灯台の南東方約七・一キロメートル）
北緯	三三―一九―三三
東経	一三三―一八―五八
変更した事項	
光度	実効光度三九〇カンデラ
光達距離	七・五海里
変更年月日	平成二十七年十月十四日
名称	坂越港二号防波堤灯台
位置	
所在地	兵庫県赤穂市（坂越港二号防波堤外端）
北緯	三四―四五―五九
東経	一三四―二七―一三
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで七・六メートル
変更年月日	平成二十七年十月十四日
名称	因島大橋橋梁灯（C二灯）
位置	
所在地	大浜埼灯台（広島県尾道市）の東方約六四〇メートル
北緯	三四―二一―二六
東経	一三三―一〇―四九
変更した事項	
光度	六〇カンデラ
記事	一　薄暮、薄明時は、光度一、六〇〇カンデラで点灯する。 二　通航船に対し橋脚の存在を明示するため、照明灯を橋脚下部に設置し、橋脚を照明している。 三　本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター管理
変更年月日	平成二十七年十月十四日